

監事監査報告書

平成25年5月14日

学校法人 実践女子学園
理 事 会 御中
評 議 員 会 御中

学校法人 実践女子学園

監 事 長 島 敏 市

監 事 柿 本 静 志

私たち監事は、私立学校法第37条第3項及び学校法人実践女子学園寄附行為第17条の規定に基づき、学校法人実践女子学園の平成24年度（平成24年4月1日から平成25年3月31日）の業務並びに財産の状況について監査を行いました。その結果につき下記のとおり報告いたします。

1、監査方法の概要

私たちは監査にあたり、理事会及び評議員会等の重要な会議に出席するほか、理事から業務の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧するとともに、会計監査人である明翔監査法人及び内部監査室と連携し、計算書類について検討を行うなど必要と思われる監査手続きを実施しました。

2、監査の結果

監査の結果、学校法人実践女子学園の業務に関する決定及び執行は適切であり、計算書類すなわち、資金収支計算書、消費収支計算書及び貸借対照表（固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表を含む）及び財産目録並びに収益事業に係る貸借対照表及び損益計算書は、会計帳簿の記載と合致し、その収支及び財産の状況を正しく示しており、業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重要な事実はないものと認めます。